

大石田町発注の公共工事にかかる違約金請求事件等の経過について(令和6年3月末現在)

刑事事件判決後の経過及び対応状況(概略)

・令和2年8月28日(金)

元副町長及び元建設会社役員等による事件に対する山形地方裁判所の判決を受け、大石田町町民交流センター建築(主体)工事及び尾花沢市消防署大石田分署建築工事に係る請負契約に基づき、共同企業体の代表社に対し違約金465,534,004円を請求。

・令和2年10月30日(金)

町からの請求に対して共同企業体の代表社から反論があり、契約書約款通りの違約金が納付されなかったことから、違約金請求調停事件の申立てを行うため、臨時議会を招集し議決を得る。

・令和2年11月13日(金)

違約金請求調停事件の申立てを裁判所が受理。

・令和3年3月8日(月)

第2回調停において、違約金請求調停事件が不調に終わる。

・令和3年3月12日(金)

訴訟提起に向けた議案書を町議会に追加提案し、議決を得る。

・令和3年3月16日(火)

訴状を裁判所に提出。

・令和3年5月25日(火): 第1回審理

・令和3年8月24日(火): 第2回審理

・令和3年10月8日(金): 第3回審理

準備書面を確認し、新たな主張及び反論がないことを双方に確認。

裁判所から、次回期日(11月16日(火))までに和解の可能性について町の考え方を返答するよう求められた。

・令和3年10月21日(木): 違約金仮支払い

建設会社は違約金及び遅延損害金を算定し、大石田町町民交流センター建築(主体)工事に対し、72,091,140円を、尾花沢市消防署大石田分署建築工事にに対し、11,068,054円を仮に支払った。(弁護士管理預り金口座に振り込み)

・令和3年11月2日(火): 町議会議員に経過を説明

町に和解の意思がないことを確認。

・令和3年11月11日(木)

裁判所及び被告弁護人に対し、町に和解の意思はなく、判決を希望する旨の通知を行う。

・令和3年12月21日(火): 第3回審理(口頭弁論終結日)

判決日が令和4年3月8日(火)に決定。

・令和4年3月8日(火): 判決(山形地裁)

大石田町町民交流センター建築(主体)工事について、建設会社らに対し30,142,087円及び遅延損害金の支払いを命じた。

尾花沢市消防署大石田分署建築工事について、建設会社に対し29,139,018円及び遅延損害金の支払いを命じた。

・令和4年3月14日(月): 町議会議員に経過を説明

町が判決を受け入れる意思がないことを確認。

・ **令和4年3月22日（火）**：裁判所及び被告弁護人に対し、控訴する旨の通知を行う。

・ **令和4年6月20日（月）**：第1回公判（仙台高等裁判所）

判決日が令和4年8月31日（水）に決定。

・ **令和4年8月31日（水）**：判決（仙台高等裁判所）

町側と業者側のいずれの訴えも棄却され、第一審の判決内容を是認する結果となった。

・ **令和4年9月2日（金）**：町議会議員に判決の内容を説明（議員説明会）

上告受理は極めて難しい状況であることなどを確認。

・ **令和4年9月7日（水）**：一般質問への答弁（町議会9月定例会）

上告受理は極めて難しい状況であることなどを確認。

・ **令和4年9月16日（金）**：判決確定

・ **令和4年12月1日（木）**

判決に基づき建設会社が支払った違約金等が、弁護士管理預り金口座から町へ入金。

・ **令和5年3月20日（月）**

尾花沢市消防署大石田分署建築工事に係る地方債の一部について、借入先である地方公共団体金融機構の通知により、33,400,000円を強制繰上償還した。

・ **令和5年3月29日（水）**

大石田町町民交流センター建築（主体）工事に係る国庫補助金（社会資本整備総合交付金）の一部について、国土交通省の命令により、17,876,000円を返還した。

・ **令和5年7月20日（木）**

大石田町町民交流センター建築（主体）工事に係る地方債の一部について、借入先である地方公共団体金融機構の通知により、強制繰上償還は生じなかった。

・ **令和5年7月25日（月）**

大石田町町民交流センター建築（主体）工事に係る地方債の一部について、借入先である財務省の通知により、26,987,953円を強制繰上償還した。

・ **令和6年3月21日（木）**

大石田町町民交流センター建築（主体）工事に係る地方債の一部について、借入先である地方公共団体金融機構の通知により、40,000,657円を任意繰上償還した。

・ **令和6年3月22日（金）**

大石田町町民交流センター建築（主体）工事に係る地方債の一部について、借入先である山形県の通知により、強制繰上償還は生じなかった。